



春の引っ越しシーズン

手続きを

もっと便利に!

3月から4月は引っ越しに伴う手続きなどで、市民課の窓口が大変混み合います。期日や時間に余裕をもってお越しください。マイナンバーカードを使ったオンライン手続きや、スマートフォンでの窓口の混雑状況の確認などもできるので、活用してみませんか。



引っ越し手続きはお早めに!

就職が決まって4月からは市外で新生活!引っ越し先も決まったし、あとは荷造りががんばるぞ。

就職おめでとうございます!市外へお引っ越しされるにあたって**住所変更**はお済みですか?

えっ!何か手続きが必要なんですか?

市役所の**市民課**で**転出届**を提出してください。転出日の14日前から提出可能です。

転出届の手続きの後に、転出証明書を発行しますので、新住所地のある市区町村役場で転入届に添えてご提出ください。

住所を変更したい

1 転出届 (四日市市から市外へ引っ越し)	2 転入届 (市外から四日市市へ引っ越し)	3 転居届 (市内での引っ越し)
【届出期間】 転出日の14日前から 転出後14日以内	【届出期間】 住み始めた日から14日以内	【届出期間】 住み始めた日から14日以内
【持ち物】 ● 本人確認書類 (★) ● 国民健康保険証 ● 印鑑登録証 ● 子ども医療費受給者証 など	【持ち物】 ● 転出証明書 (マイナンバーカードで手続きした場合を除く) ● 本人確認書類 (★) など	【持ち物】 ● 本人確認書類 (★) ● 国民健康保険証 ● 子ども医療費受給者証 など

1 2 3 共通の持ち物 (持っている場合)

- マイナンバーカード
- 住基カード
- 在留カードまたは特別永住者証明書

マイナンバーカードは転入届の提出後、市外からの住所変更手続きを行わずに90日を経過すると、失効となります。



★本人確認書類とは?

公的機関が発行した顔写真入りの書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)です。それらが無い場合は、健康保険証、年金証書、医療費受給者証などを2点以上お持ちください。

手続きできる場所・時間

所 市民課 (市役所1階) 各地区市民センター (中部を除く)	所 市民窓口サービスセンター (近鉄四日市駅高架下)
時 平日 8:30~17:15 (年末年始は除く) 日曜窓口については P.5 を参照	時 業務によって取り扱い時間が異なります 【転入届・転居届】 平日 10:00 ~ 17:00 【転出届】 毎日 (土・日曜日、祝休日含む) 10:00 ~ 17:00 【証明書の発行】 毎日 (土・日曜日、祝休日含む) 10:00 ~ 19:00

住所を変更しないとどうなるの?

- 住民票の写しや印鑑登録証明書などの証明書を発行できない
- 公的な通知が届かない
- 運転免許証の更新ができない
- 選挙権を行使できない
- 福祉サービスや公共施設を利用できないことがある
などのデメリットがあります



市民課での受け付けまでの流れ（例）

1



市役所1階市民課の記載台で必要な書類を記入

どの書類が分からない、記入方法を聞きたいという場合は記載案内所へ

2



「番号札受付」で番号札を受け取ります

3



ご自身の番号がモニターに映し出されたら窓口へ

4



職員からの案内に従ってお手続きください

お出かけ前に

窓口の混雑状況をスマホでチェック！

スマートフォンなどから下記の二次元コードを読み取ると、市民課窓口の現在の待ち人数をWEBでリアルタイムに確認できます。

お越しになる際の目安にお役立てください。

市民課の手続きごとに、現在の待ち人数を表示しています



3月31日に日曜窓口を開設します！ 8:30～17:15

春の引っ越しシーズンにより、3月中旬ごろから市民課窓口が混雑し始めます。十分に時間に余裕をもってお越しください。

窓口での手続きが集中する3月末には、日曜窓口を開設します。休日しか市役所に行けないという場合にご利用ください。

窓口では正確な処理はもちろんのこと、丁寧な手続きを心掛けています。お手続きについて分からないことがありましたら、職員まで遠慮なくお問い合わせいただければと思います。

市民課 平野泰子



取扱業務	場所	問い合わせ
<ul style="list-style-type: none"> ● 転出届・転入届・転居届などの手続き (マイナンバーカード・住基カードを利用する転入・転出は除く) ● 戸籍の届出 (出生届・婚姻届など) ● 住民票の写し (広域交付は除く) ● 戸籍の証明書の交付 ● 印鑑登録・証明書の交付 ● 各種市税証明書の交付 	市役所1階	市民課 ☎ 354-8152
● 外国人市民向け生活オリエンテーション (開設時間 9:00～12:00、13:00～16:00)		
<ul style="list-style-type: none"> ● 原動機付自転車・小型特殊自動車の廃車・名義変更 など (四日市市発行のナンバープレートのみ) 	市役所2階	市民税課 ☎ 354-8133
<ul style="list-style-type: none"> ● 国民健康保険の手続き ● 後期高齢者医療の手続き 	市役所3階	保険年金課 ☎ 354-8159
<ul style="list-style-type: none"> ● 要介護認定申請の受け付け ● 介護保険料の相談・収納 など 	市役所3階	介護保険課 ☎ 354-8427 ☎ 354-8190
<ul style="list-style-type: none"> ● 市立小学校・中学校の転校 ● 新入学手続き など 	市役所9階	学校教育課 ☎ 354-8250
<ul style="list-style-type: none"> ● 児童手当の手続き ● 子ども医療費助成の手続き 	総合会館3階	こども保健福祉課 ☎ 354-8083

※各窓口では、通訳(スペイン語)、テレビ電話通訳サービス(13言語)の対応が可能です



3月31日は、三重県内の下記の窓口が同時開設します。

桑名市、東員町、菟野町、鈴鹿市、亀山市、津市
※詳しい内容は各市町にお尋ねください

市民課の窓口混雑予想カレンダー

非常に混雑 (受付まで3時間以上)
 混雑 (受付まで2時間以上)
 やや混雑

転出後、14日以内に新住所地で転入の手続きをお忘れなく！混雑予想カレンダーを参考に、手続き日をご検討ください。

	月	火	水	木	金	土	日
2・3月	26 	27 	28 	29 	1 	2 休	3 休
3月	4 	5 	6 	7 	8 	9 休	10 休
	11 	12 	13 	14 	15 	16 休	17 休
	18 	19 	20 休	21 	22 	23 休	24 休
	25 	26 	27 	28 	29 	30 休	31 日曜窓口
4月	1 	2 	3 	4 	5 	6 休	7 休

※10時～15時頃は特に混雑しやすい時間帯です



手続きの待ち時間にほっと一息。ドリンクコーナーもあります。

引っ越しワンストップサービス

忙しい市役所に行く時間がない! どうしよう...

引っ越し先が国内の場合、転出届はマイナポータルで手続きすれば、市役所に行かずに済みますよ。

スマートフォンやパソコンとマイナンバーカードがあれば、マイナポータルから手続き完了! 待ち時間もないし便利!!

転入届の手続きは、新住所地の市区町村役場の窓口に出向く必要があります

電子証明書が有効なマイナンバーカードを持っている場合は、マイナポータルからオンラインで転出届を提出できます。

マイナポータルから手続きをする場合は、スマートフォンかカードリーダー付きのパソコンが必要です。

スマートフォンを使った手続きの流れ

- 1 マイナポータルアプリをインストールして、利用者証明用電子証明書パスワード(数字4桁)を入力。ICカードセット案内が表示されたらマイナンバーカードを読み取らせ、マイナポータルにログインします。
- 2 マイナポータルの右上のメニューから、「手続きの検索・電子申請→引越しの手続」の順に選択。
- 3 マイナポータルを初めて利用する人は、利用者登録が必要です。その後、必要項目を入力します。

こちらで解説しています



他にもできるデジタル手続き

コンビニ交付サービス

電子証明書が有効なマイナンバーカードがあれば、全国のコンビニエンスストアのマルチコピー機で各種証明書を取得できます。【利用時間】6:30～23:00



- 1 マルチコピー機の画面で「行政サービス」を選択
- 2 証明書交付サービスを選択
- 3 マイナンバーカードをセット
暗証番号(数字4ケタ)入力
- 4 各項目を選択して進む
- 5 料金を支払って取得完了!

市役所に行かずに発行できて、手数料も割引になります。



証明書の種類	窓口	コンビニ
住民票の写し	200円	150円
印鑑登録証明書		
戸籍の附票の写し		
所得課税証明書	450円	350円
戸籍謄本・戸籍抄本		

あなたの身近な市の窓口 地区市民センター

市の窓口業務や、まちづくり、ひとづくりの場として、本市には24の地区市民センターがあります。中部地区市民センターを除く各地区市民センターでは、下記の窓口業務を行います。



各地区市民センターでできる主な手続き

- ・住所変更の手続き
- ・市税、水道料金、手数料の収納
- ・国民健康保険や年金の手続き
- ・証明書の交付
- ・婚姻、出生などの戸籍の届出
- ・母子健康手帳の手続き

開館日時

(窓口) 平日 8:30～17:15 (会議室、和室、調理室の利用) 毎日 8:30～21:00
いずれも12/29～1/3は休み

Interview

外国人市民も多い /

四郷地区市民センターで聞きました



地区市民センターでは市のさまざまな窓口業務を取り扱っているため、市役所本庁舎であればフロアの異なるいくつかの窓口を回ることになる手続きを、地区市民センターでは一つの窓口で済ませることが出来ます。「役所から届く通知は文字が小さくて読みづらい、難しくて分かりにくい」と言われることも多いのですが、そんな場合には困っている市民に寄り添って、「センターに来てよかった」と思っていただけのような対応を心掛けています。

当地区には外国人市民が多く在住しています。日本語が分からないという理由で外国人市民が不利益を被ることがないように、やさしい日本語を使うなどの対応をしています。



四郷地区市民センター
地域主任 中西 恭子

日本語、インドネシア語、英語、ポルトガル語とスペイン語を少々話せるので、多言語を駆使して外国人市民対応をしています。私が来日した時には役所の窓口に通訳をしてもらえるような人がおらず、苦労した経験から、日本語が話せない外国人市民の助けになりたいという思いがあります。

地区市民センターで対応できない問題は、外国人市民の相談に乗った上で、解決に向けて他の機関につないでいます。後日、ご本人がセンターに来て「問題が解決したよ」と報告を受けると安心しますし、やりがいのある仕事だと感じます。



四郷地区市民センター
フランシスカ モニカ